

国際ソロプチミスト山梨「ローリエ基金」実施規程

(趣旨)

国際ソロプチミスト山梨に「ローリエ基金」(ドメスティックバイオレンス被害女性等自立支援基金)を置き、夫等からの暴力等により山梨県女性相談所(一時保護所及び婦人保護施設)に入所している女性及びその同伴児童・者(以下「被害女性等」という。)が自立した生活を営むために必要となる生活物品等を支給する。

(ローリエ基金の額)

ローリエ基金の額は373,727円とする。

- 1 必要時、基金に追加して積み立てることができる。
- 2 ローリエ基金の金融機関への預金その他の収益は、基金に編入するものとする。

(ローリエ基金の管理)

ローリエ基金は、国際ソロプチミスト山梨が預金通帳及び支給簿等で管理する。

- 1 福祉担当は預金通帳及び支給簿等を管理するものとする。

(支給の対象等取扱い)

ローリエ基金の支給等は、次により行うものとする。

(1)対象者

夫等からの暴力により、現に一時保護所等に入所しており自立した生活を営むための生活物品を必要としている者を対象とする。

(2)支給限度額

同一人にして支給することができる物品は、2万円程度を限度とし、その範囲内であれば、同一人に複数の生活物品を支給することができる。

(3)支給方法

支給の希望がある者は、様式1「国際ソロプチミスト山梨ドメスティックバイオレンス被害女性等自立支援基金支給申請書(以下「申請書」という。)を作成し、会長に提出するものとする。

(4)支給の決定

「申請書」を受理した会長は、その決定を行い、口頭でその決定を女性相談所長を経由して申請者に伝える。

(5)支給を受けた者の受理書

物品の支給決定を受理したものは様式2「国際ソロプチミスト山梨ドメスティックバイオレンス被害女性等自立支援基金支給受理書(以下「受理書」という。)」を作成し、会長に提出するものとする。

(6)申請者等の取りまとめ等連絡調整

「申請書」、「受理書」の取りまとめ及び会長との連絡調整等は、山梨県女性相談所長が行う。

(委任)

この実施要項に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

1. この規程は、2020年7月1日から施行する。
2. この規程によるローリエ基金の給付は、2024年6月30日をもって終了する。

※「ローリエ基金」は、国際ソロプチミスト山梨認証40周年記念事業として2015年に設立された基金。